

匝瑳市ネーミングライツ事業優先候補者審査基準

匝瑳市では、ネーミングライツ事業優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 ネーミングライツ事業優先候補者審査手順

(1) 事務局による審査

事務局は、応募資格等審査を行います。

(2) ネーミングライツ審査委員会による審査

ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、前記（1）の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2 審査方法等

(1) 応募資格等審査

事務局は、申込書等の提出書類に基づき、全ての申込者を対象に審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

また、以下のアからウまでの要件に一つでも該当している場合は、失格とします。

ア 申込書類に漏れなどの不備がある場合

イ 申込者が、匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領（以下「要領」という。）第3条に規定する「契約の相手方としない法人」に該当する場合

ウ 申込者の提案する愛称について、要領第4条に規定する「表記することができる愛称」に反する愛称を提案した場合

(2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した申込者を対象に委員会において項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

ア 委員会の構成

要領第7条の規定に基づく職員等を審査員とします。

イ 審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

ウ 採点方法

採点方法は、別表2のとおりとします。

エ 採点手順

審査員は、申込者ごとに、審査項目（審査内容）の採点を行います。次に、審査員の平均点を求めます。

※平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

(3) 総合評価

委員会は、項目別評価の採点の結果、総合計点が最も高い申込者を、ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査します。

総合計点が同点だった場合は、「命名権料」、「契約期間」、「愛称」の順に各審査項目の合計点が高い候補者を提案します。

3 失格条件

- (1) ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査中に、要領の応募資格を失くした場合。
- (2) 申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。
- (3) 別表2（採点方法）により、審査項目1命名権料の採点結果が、30点を下回った場合。
- (4) 採点の結果、審査員の平均点が60点を下回っており、かつ、審査員の過半数が不適當であると認める場合。

別表 1 (審査項目等)

	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料	希望命名権料の妥当性	50 点
2	契約期間	希望契約期間の妥当性	15 点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ施設のイメージや設置目的との整合性等	10 点
4	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	10 点
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	10 点
6	地域性	市内の事務所・事業所等の有無	5 点
		合計点	100 点

別表 2 (採点方法)

	審査項目	採点方法
1	命名権料 (ネーミング ライセンス料)	<p><希望命名権料が市設定希望金額より高い場合></p> <p>①申込者が1社の場合 配点(50点)×100%</p> <p>②申込者が複数者いる場合 配点(50点)×当該申込者の希望命名権料÷最も高い希望命名権料</p> <p><希望命名権料が市設定希望金額より低い場合></p> <p>配点(50点)×当該申込者の希望命名権料÷市設定希望金額</p> <p>※点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。</p>
2	契約期間	<p>配点(15点)×当該申込者の希望契約期間÷申込者のうち最も長い希望契約期間</p> <p>※平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。</p>
3	愛称	<p>親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。</p> <p>最高点を10点、愛称としてふさわしくない場合を0点とし、0点から10点までの範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
4	経営の安定性	<p>事業計画書、決算報告書等による経営の状況、安定性等を採点します。</p> <p>最高点を10点、ネーミングライセンス・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0点から10点までの範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画について採点します。

		<p>最高点を10点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0点から10点までの範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
6	地域性	<p>市内の事務所・事業所等の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に本社・本店等を有する場合 5点 ・ 市内に支社又は事業所等を有する場合 3点 ・ 市内に事務所・事業所等を有しない場合 0点